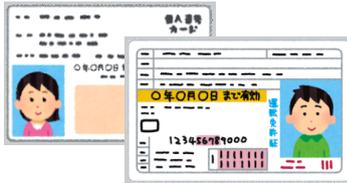


マイナ免許関係

所持方法			
項目	マイナ免許証のみ	マイナ免許証と 従来どおりの免許証の2枚持ち	従来どおりの免許証
オンライン講習	○優良・一般講習対象者は受講できる (令和5年中の優良・一般講習受講者 約46万人)	○優良・一般講習対象者は受講できる	×受講できない
住所変更等のワンストップサービス	○できる 事前に申請しておけば、自治体に届出するだけで免許情報も変更され、警察署での記載事項変更は不要 (令和5年中対象者 約23万人)	×できない	×できない
免許の有効期間	×表示されない (マイナポータル等で確認する事ができる)	△免許証には表示されるがマイナナンバーカードには表示されない	○表示される
紛失時	×自治体でのマイナンバーカードの再交付手続きに時間を要する その間、運転をすることができない	○どちらか一方で運転は可能 免許証の即日再交付は可能だが自治体のマイナンバーカードの再交付には時間を要する	○試験場であれば、即日再交付が可能 (申請時間によって後日交付)
運転時に携帯するもの	○マイナンバーカード	○どちらか一方で可能	○運転免許証

● マイナンバーカードの確認

- ☑ マイナンバーカードの有効期限の確認
- ☑ 署名用電子証明書の有効期限の確認

● ワンストップサービスについて

自治体での住所変更等におけるワンストップサービスを受けるためには、署名用電子証明書の提出（暗証番号の入力）とマイナポータルとの連携が必要になります。
署名用電子証明書の提出は試験場、警察署で可能です。

● 所持形態の変更について

試験場、各警察署でのマイナ免許証への変更は即日対応可能です。

試験場以外での、マイナ免許証から免許証への所持形態変更の場合は、後日交付となります。

更新手続き中に最初の申請から所持形態の変更を申し出た場合、更新手数料の変更を伴うため、収入証紙の追加購入若しくは後日返還等の手続きが必要となります。あらかじめ所持形態を決めておくようお願い致します。

● マイナンバーカードの有効期限が近い方へ

マイナンバーカードの更新を行った場合、新しいマイナンバーカードに特定免許情報の記録をする必要があり、その際に記録手数料1,500円がかかります。